

「オアシスの森事業」に関する 藤巻町住民意向調査(アンケート)

令和3年10月
藤巻町自治会

1. 背景事情

平成30年(2018年)3月に公表された「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)」に於いて、「都市計画削除(検討)区域」と「借地対応(オアシスの森)」区域が設定されました。

東山公園予定地内に位置する藤巻町地区内では：

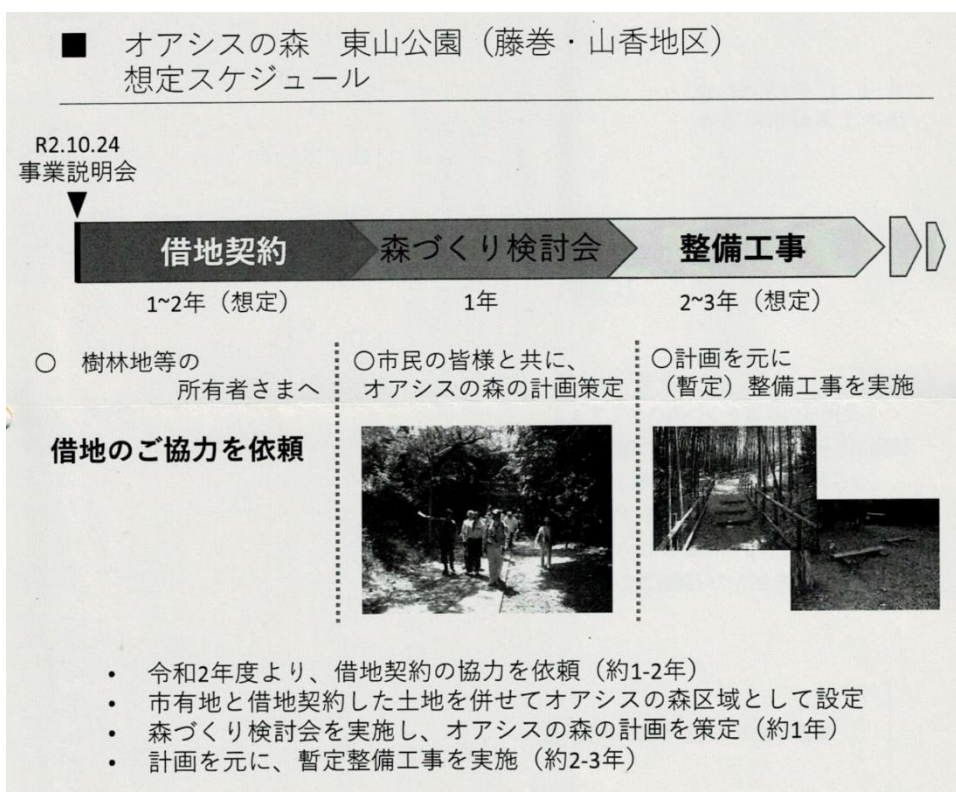
名古屋高速道路東山トンネルより北側にある一団の住宅地域および藤巻町南端部にある一団の住宅地域(1組&2組の一部)が「都市計画削除(検討)」区域に指定され、令和3年9月9日に「都市計画削除」されました。

残りの地域が「借地対応」の指定地となり、令和2年11月から名古屋市と地権者間で「借地契約」の折衝が開始されて、令和3年9月時点では「おおよその見通しが立った」という状況であると聞いています。

今後、名古屋市は藤巻町地内および山香町地内にある「樹林地」に於いて「オアシスの森」を作る計画を始めることになります。(以降の文章では「オアシスの森事業」と呼びます)

「オアシスの森事業」の概要については、令和2年(2020年)10月24日に西山水処理センターに於いて開催された「オアシスの森」事業説明会で名古屋市から藤巻町および山香町の住民と地権者に説明されました。

以上の経緯に続いて、今後は次のようなスケジュールが想定されています。



2. 藤巻町自治会の対応

藤巻町住民にとっては、「オアシスの森事業」の整備工事期間中および近い将来一般公開された場合、住民生活に影響を受けることになります。

藤巻町自治会としては、不都合な影響を極力小さくしたいという立場から、今後名古屋市が開催する「オアシスの森検討会」に参加し、住民意見の反映に努める所存です。

片や、「オアシスの森事業」で実施されるであろう「各種工事計画」の中で、藤巻町的生活インフラ改善と両立できる事項を織り込む可能性を求めて、名古屋市の理解と協力をお願いする姿勢で協議出来るよう働きかけるつもりでいます。

3. 今回アンケートの目的

上記の自治会対応に当たり、住民皆様の声を確認するべく、この度のアンケートを実施しますのでご協力をお願い致します。

自治会はアンケート結果を踏まえて「オアシスの森検討会」に参加し、「住民の要望」を提言し関係者の理解と協力を求めて、実現に努めます。

(「オアシスの森検討会」へ参加する自治会代表者の選定は自治会内部で別途協議します)

4. アンケート回収と纏めのスケジュール

以下の日程にご協力下さい：

- ◇ 令和3年10月10日(日)までに自治会役員が組長宅へ、組長は速やかに組内配布
- ◇ 令和3年10月20日(木)までに会員皆様は各組の組長へ回答を提出
- ◇ 令和3年10月24日(日) 組長各位は組長会で役員へ提出
- ◇ 令和3年10月31日(日)までに自治会役員は結果集計

5. アンケート内容と回答要領

次ページの質問に対して次々ページの回答用紙にご意見を記入して組長経由で提出して下さい。

以上

【参考資料】添付別紙

別紙ー1. 「オアシスの森づくり」事業説明会資料

【東山公園（藤巻・山香地区）】・・・令和2年10月24日(土)西山水処理センターで開催された名古屋市説明会の資料(抜粋)

別紙ー2. 「緑地管理の基本方針」

平成29年3月に藤巻町自治会が名古屋市へ提案した「藤巻町まちづくり構想」から引用した図

「オアシスの森事業」に関するアンケート

(令和3年10月実施)

質問項目は、次の3つの視点に区分しています。

今回は、皆様のお考えを調査することを重点にしますので、各視点に於ける自由記述形式で回答下さい。

記入スペースが不足の場合は別紙として添付して下さい。

【視点1】: 「オアシスの森」の内容に関する事項

藤巻町は「地元住民」として、どのような計画を希望したいか?

【視点2】: 「地元住民の生活インフラ改善の機会」として期待したい事項

自治会としては「藤巻町地内」で各種工事が行われるのに際して、住民の生活インフラ改善につながる配慮を組み込む可能性について、名古屋市と協議したいと考えています

皆さまのご意見を出して下さい

工事進行中の影響に関するご意見もお願いします

【視点3】: 「オアシスの森」が一般公開された場合に想定される影響に関する事項

自動車の通行に関する事

歩行者（来訪者）に関する事

防犯やプライバシーに関する事

その他

「オアシスの森」に関するアンケート 回答用紙

回答者： _____ 組 氏名 _____

提出日：令和3年10月20日（木）までに組長へ提出下さい

藤巻町自治会

【区分】	ご意見・ご提案	添付別紙（符合を記入）
【視点1】 「オアシスの森」の内容に関する事項		
【視点2】 生活インフラ改善に関する事項		
【視点3】 一般公開後の影響に関する事項		
【その他】 自由意見		

別紙一1. 「オアシスの森づくり」事業説明会資料より

【東山公園（藤巻・山香地区）】・・・令和2年10月24日(土)西山水処理センターで開催された名古屋市説明の資料(抜粋)



<別紙一1>(1)

本市では、都市計画決定した公園・緑地の区域内の樹林地等に着手するまでの間、土地所有者の方々のご協力を得て、民有樹林地をお借りし、その土地を使用させていただきながら、樹林地等の保護、育成を行い、魅力ある森を市民の憩いの場として提供することを目指しております。

土地所有者の方々と話し合いを進め、ご協力を得ることを考えております。以下に制度の概要を掲げましたので、皆様のご理解、ご協力を得られますようお願いいたします。

オアシスの森づくり

使用貸借による樹林地等の保全と活用をめざして



オアシスの森づくり

<別紙一1>(2)

～使用貸借による樹林地等の保全と活用をめざして～

1. 対象区域の設定について

「オアシスの森」は、都市計画公園・緑地の区域内の樹林地等によって形成されているまとまりのある土地の中で、散策路や眺望点等の整備により、市民利用にふさわしいと認められる一定の区域を対象区域として設定します。

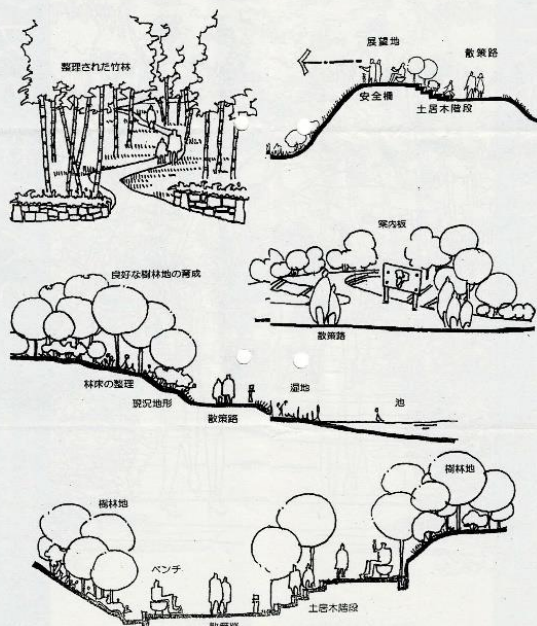
2. 「オアシスの森づくり」について

土地所有者の方から使用貸借していただける土地と、市有地等をきめた一定の区域を「オアシスの森」として指定します。「オアシスの森」として指定した区域を市民が利用できるよう、整備を行います。樹木等の殖生や景観を損なわないよう散策路、ベンチ、道標等の必要最小限の施設や、この区域内は「オアシスの森」であることを表示した標識を設置します。

市は、「オアシスの森」として市民の利用に必要な樹林地や施設等の維持管理を行います。

3. 土地使用貸借と税について

「オアシスの森」として使用できる土地を確保するために、対象区域内の土地の所有者の方々と土地の使用貸借契約（土地を無償でお借りし、使用させていただく契約）を締結します。土地使用貸借の原則は以下のとおりです。



1) 土地の使用貸借期間は5年とします。契約期間の満了後はさらに5年間同一条件で契約更新できるものとして、以降も同様となります。

2) 使用貸借契約が締結され、「オアシスの森」として利用される場合には、該当する土地に対する固定資産税と都市計画税が課税されません。

4. 土地所有者の方々と協議や契約の解除について

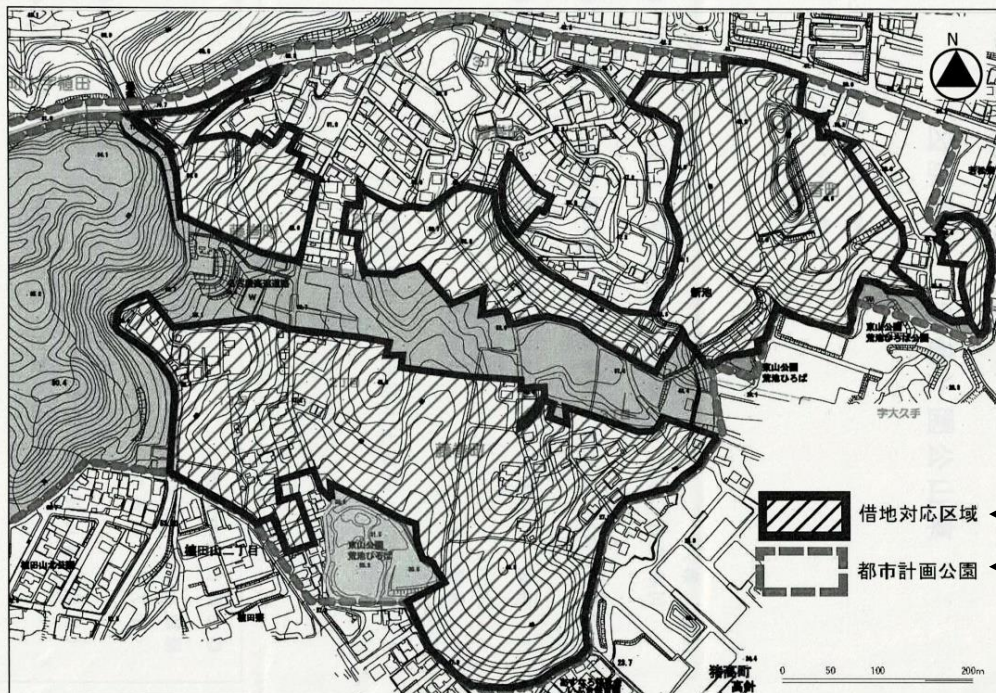
1) 権利設定や所有権の移転の場合
使用貸借契約を締結した土地の所有者の方々が、その土地に所有権以外の権利を設定したり、土地の所有権を移転しようとする場合は、市と協議していただきます。

2) 使用貸借契約の解除
使用貸借の期間内であっても、次の事項に該当するときは、その土地の使用貸借契約を解除できます。

- ・都市計画公園事業に着手するとき、
- ・土地の所有者との協議により、やむを得ない理由があると認められるとき。

※不明な点、わかりにくい点がございましたら、下記までお問い合わせください。

名古屋市緑政土木局
緑地部緑地事業課
電話052-972-2493



注記：
「オアシスの森」を作る場所は左図の両方の区域を対象とするが、現時点では、その位置や範囲は未定です

※ 区域線は参考です。個別の敷地についてはお問い合わせください。

別紙一2. 藤巻町まちづくり構想で提案した「緑地管理の基本方針」・・・平成29年3月

<別紙一2>

引用元:平成29年3月 藤巻町まちづくり構想(概要版)第2章「まちづくり長期ビジョン」より

2-3 緑地管理の基本方針

藤巻の自然環境は、藤巻の魅力であると同時に、生活不便の一因にもなっています。この魅力を維持しながらこの地域に住み続けるためには、豊かな自然環境を放置するのではなく、適正に管理する考え方「人と自然が共生するまちづくり」を進める必要があります。そのための、緑地管理の基本方針を以下のとおり提案します。

